

25 学部・予科・専門部学科課程変更にともなう学則改正の件
認可
〔昭和十二年五月〕

学則改正認可申請ノ件
(注記1)
(注記2)

(注記3) 今般大学部学則〔及専門部学則〕改正致シ(加筆)昭和十二年四月第一
(抹消) 学年入学者ヨリ適用致シ度候ニ付御認可相成度改正案並理由書
相添へ及申請候也

昭和十二年四月十九日

中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 林 銑十郎殿

(加筆) 追て新学年ヨリ実施致シ度ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ四月
二十日附御指令相成度相願候也

(下 札)

大学学則中改正スヘキ箇所

一 第九条中第二経済学部、第三商学部ノ学科課程其ノ配当及授
業時間数ヲ別紙ノ通り
一 第四十六条中第一予科第二予科ノ学科課程其ノ配当及授業時
間数ヲ別紙ノ通り

大学学則第九条第二経済学部、第三商学部学科課程ヲ別紙ノ通
リ改ム

理由

経済学部、商学部共ニ各其ノ特色ヲ發揮セシムル為、科目ヲ
新設又ハ削除スルト共ニ科目ノ名称及内容ニ適當ノ変更ヲ加
へ以テ学問ノ進歩時勢ノ推移ニ順応セシメントス

改正ニ付特ニ注意スヘキ事項

一、経済学部

1. 新設科目

外国為替及関税 統制経済論 外交史

2. 削除科目

景気変動論

3. 名称ノ変更

旧名称 新名称

証券及証券取引所論 証券市場論

農村問題及産業組合論 協同組合論

市場論 配給組織論

第一外国語 外国語経済書(英語、独語)

第二外国語 仏蘭西語経済書

国際経済及金融論 国際経済論

4. 内容ニ変更ヲ加ヘタルモノ

政治社会史 ヲ 政治史及外交史

経済事情 ヲ 西洋経済事情
東洋経済事情

経済史 ヲ 経済史及日本経済史

二 商学部

演習制度ヲ擴張シ第三学年ニ於テハ会計演習、経営演習、商
業演習ノ三部門ニ分チ其ノ一ヲ選択必修セシム

1. 新設科目

商業数学、取引所論 倉庫経営論 植民政策
 広告論 貿易実務 企業金融論 経営事務管理
 計算実務(珠算ヲ含ム) 工業所有権法(特許実用新案及商標)
 経済時事問題研究 損害保険

2. 削除科目

商業実務 経営学各論 国際私法 破産法

3. 名称ノ変更

旧名称 新名称

簿記学 簿記学原理

経営学総論 経営学

市場論 配給組織論

会计学原論 会计学

証券及証券取引所論 証券市場論

国際経済及金融論 国際金融論

4. 内容ニ変更ヲ加ヘタルモノ

原価計算及監査 ヲ 原価計算、会計監査

外国為替 ヲ 外国為替及関税

三 時間数ノ変更

経済学部、商学部共ニ民法十一時間ヲ六時間ニ減シ又商学部ノ経済原論四時間ヲ二時間ニ商業事情、商業史各四時間ヲ各二時間ニ変更ス

大学学則第四十六条第一予科及第二予科学科課程ヲ別紙ノ通り

改ム

理由

(注記8)

右ハ高等学校高等科教授要目及教授時間数ノ改正ニ伴ヒ第一予科第一学年第二学年及第二予科第一学年ノ歴史四時間ヲ五時間ニ又第一予科(第二学年)及第二予科(共)第一学年ノ数学(抹消)二時間ヲ一時間ニ改メタルモノナリ
 (加筆) 附則ニ左記追加ス

(注記9)

一、本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

経済学部

科目	第一学年	第二学年	第三学年
	毎週授業時間数	毎週授業時間数	毎週授業時間数
必修科目			
経済原論	四	経済学史	二
経済史	二	銀行論	二
経済地理	二	農業政策	二
貨幣論	二	商業政策	二
統計学	二	外国為替及関税	二
植民政策	二	政治史及外交史	四
簿記原理	二	財政学	二
外国語経済書(英又ハ独)	四	西洋経済事情	二
社会学	二	政治学	二
	二	経済演習	二
		外国語経済書(英又ハ独)	二

(注記11)

(加筆) 経済史	二				社会政策	二
					工業政策	二
					信託論	一
					工業所 特許、実 用新案及 商標ヲ含 有権法	二

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ二科目、第三学年ハ三科目ヲ選択シテ届出ルコトヲ要ス

随意科目 選択科目中自己ノ選択セサル科目及法学部又ハ経済学部ノ科目ハ第十条ニヨリ随意科目トシテ学習スルコトヲ得

(注記12)

倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	経済時事問題研究	二
社会学	二	(加筆) 行政法総論	二	(加筆) 行政法各論	二
(加筆) 親族法	二	(加筆) 相続法	二		
(加筆) 刑法	二	(加筆) 国際公法	二		

(加筆) 高等学校高等科教員無試験検定希望者ハ「経済史、行政法(総論、各論)親族法、相続法、刑法」ヲ必ず履修スベシ、

(◎)西洋数字ヲ以テ示スモノガ改正授業時間数トス

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目
修身	修身	修身
毎週授業時間数	毎週授業時間数	毎週授業時間数
六	五	五
国語、漢文	国語、漢文	国語、漢文

第二外国語ハ随意科目トス

第一外国語(英若)	一〇	第二外国語(英若)	一〇
外国語(英・独)	(二)	外国語(英・独)	(二)
歴史	5	歴史	5
地理	二	地理	二
数学	二	数学	1
自然科学	二	自然科学	二
体操	二	体操	二

第二予科

第一学年	第二学年
科目	科目
修身	修身
毎週授業時間数	毎週授業時間数
五	五
国語、漢文	国語、漢文
第一外国語(英若・独)	第一外国語(英若・独)
第二外国語(英・独・仏)	第二外国語(英・独・仏)
歴史	歴史
心理、論理	哲学概論
数学	心理、論理
自然科学	法制、経済
体操	体操

第二外国語ハ随意科目トス

学則改正認可申請ノ件

(注記13) 今般専門部学則改正致(シ)昭和十二年四月第一学年入学者ヨリ適用致(度)候ニ付御認可相成度改正案並理由書相添へ及申請候也

昭和十二年四月十九日

中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 林 銑十郎殿

(加筆) 追て新学年ヨリ実施致シ度ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ四月二十日附御指令相成度相願候也

専門部学則第七条第二経済学科、第三商学科ノ学科課程ヲ別紙ノ通り改ム

理由

一、専門部経済学科及商学科ノ学科課程ヲ夫レノ経済学部又ハ商学部ニ準シ科目ノ新設、削除又ハ名称及時間数ニ変更ヲ加ヘタリ、即チ経済学科ニ於テハ外国為替及関税(二時間)、経営学(二時間)、統制経済論(二時間)、行政法各論(二時間)、刑法各論(二時間)、親族法(二時間)、相続法(二時間)ヲ加ヘ、国際私法、経済事情ヲ廃シ、商学科ニ於テハ憲法(二時間)、貿易実務(二時間)、企業金融論(二時間)、広告論(二時間)、数学(二時間)ヲ加ヘ、商業事情、商業実務、経営学各論ヲ廃除シタリ、之レ時勢ノ推移ニ順応シ社会ノ要求ニ応センカ為ナリ

又経済学科ノ社会学、国際公法ヲ必修科目ヨリ随意科目ニ移シタルハ毎週教授時間数ノ関係上割愛シタルニ外ナラス(科目名称ノ変更ハ学部、専門部共通ナルニ付重複ヲ避ケ之ヲ略ス)

二、専門部学則第七条第一法学科ノ学科課程ヲ別紙ノ通り改ムルハ哲学概論ハ基礎学科ナルカ故ニ経済学科及商学科同様三学年ヨリ一学年ニ繰上タルナリ

三、専門部各学科ノ随意科目ニ英語ト支那語トヲ加ヘタルハ英語ノ学力不十分ナル者ニ対シ補習セシメンガ為、又支那語ノ学習希望者多キガ為ナリ

附則ニ左記追加ス

一、本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ(加筆・朱書) (〇) 第一 法学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一		修身	一	修身	一
法学通論	二		憲法	二	行政法各論	二
民法総論	三		行政法総論	二	会社法	二

物権法第一部	二	物権法第二部	二	手形法	二
債権総論	三	債権各論	三	保険法	二
親族法	二	相続法	二	海商法	二
刑法総論 (刑事政策ヲ含ム)	三	刑法各論	二	以下 民事訴訟法第六編	二
経済学	二	商行為 為総法則	二	民事演習	二
論理・心理	二	民事訴訟法第一編	二	刑事演習	二
加筆・朱書 〔哲学概論〕 外国語	六二	民事訴訟法第二編 乃至第五編	二	〔採消〕 外国語概論	六二
体操	二	刑事訴訟法	三	体操	二
		民事演習	二		
		刑事演習	二		
		外国語	四		
		体操	二		
夜間部ニハ体操ヲ実施セス					
選択科目		法制史	二	法律哲学 (法律学史ヲ含ム)	二
		国際公法	二		
社会学	二	法制史	二	法律私法 (民法ヲ含ム)	二
				破産 和議法ヲ含ム	二
				財政学	二
随意科目					
〔採消〕 〔独語又ハ仏語〕 (加筆・朱書)	二	〔採消〕 〔独語又ハ仏語〕 (加筆・朱書)	二	〔採消〕 〔独語又ハ仏語〕 (加筆・朱書)	二
〔外国語(英・支)〕		〔外国語(英・支)〕		〔外国語(英・支)〕	

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ二科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出シルコトヲ要ス

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学科又ハ商学科ノ各科目ハ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

経済学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時間数	授業週	時間数	授業週	時間数	授業週
修身	一	修	身	一	修	身
經濟原論	二	經濟学史	二	工業政策	二	
經濟史	二	銀行論	二	交通政策	二	
經濟地理	二	農業政策	二	社会政策	二	
貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二	
統計学	二	外国為替及関税	二	保険学	二	
植民政策	二	政治史	二	政治学	二	
簿記原理	二	経営学	二	証券市場論	二	
法学通論	二	応用簿記	二	配給組織論	二	
民法総則	二	憲法	二	統制經濟論	二	
物權法	四	行政法総論	二	會計学	二	
論理・心理	二	債權法	四	〔加筆・朱書〕 〔行政法各論〕	二	
哲学概論	二	商法(総則・商行為)	二	〔採消〕 〔商・手形〕	四	
英語	六	英語	六	英語	六	
親族法	二	相続法	二	社会学	二	
二		二		二		
二		二		二		
二		二		二		
二		二		二		

刑法総論	三	〔加筆・朱書〕 刑法各論	二	国際公法	二
外国語(英・支・独)	二	外国語(英・支・独)	二	外国語(英・支・独)	二

商学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	数	時間	数	時間	数	時間
必修科目						
修身	一		修身	一	修身	一
商業通論	二		銀行簿記	二	会計学	二
商業簿記	三		経営学	二	原価計算及監査	二
商品学	二		外国為替及関税	二	貿易実務	二
経済原論	二		銀行論	二	企業金融論	二
貨幣論	二		商業算術	二	広告論	一
統計学	二		商業史	二	証券市場論	二
経済地理	二		商業政策	二	財政学	二
商業英語	二		経済事情	二	配給組織論	二
法学通論	二		景気変動論	一	保険学	二
民法(総則・物権)	四		商業英語	二	交通政策	二
論理・心理	二		〔加筆・朱書〕 民法(債権) 〔憲〕法	二	珠算	二
哲学概論	二		民法(債権)	二	商業英語	二
英語	四		商法(総則・商行為)	二	商法(会社・海 手形)	四

随意科目

数	一	教育	二	教授法	二
外国語(英・支・独)	二	外国語(英・支・独)	二	外国語(英・支・独)	二

第二学年ニ於ケル教育学、及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

〔表紙〕

中央大学学則
大学部
専攻部

〔中央大学校舎〕写真・「創立五十周年記念講堂」写真省略

中央大学学則

第一章 総則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜

間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ

ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部

ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	数	時間	数	時間	数	時間
必修科目						
民法総論	三		憲法	二	行政法各論	二
物権法第一部	二		行政法総論	二	会社法	二
債権総論	三		物権法第二部	二	手形法	二
親族法	二		債権各論	三	保 險 法	二
刑法総論	三		相 統 法	二	海 商 法	二
經 濟 学	二		商 行 法 為 總 法 則	二	民事訴訟法第六編以下	二
外国法(英)	六		刑 法 各 論	二	民 事 演 習	二
			民 事 訴 訟 法 第 一 編	二	刑 事 演 習	二
			民 事 訴 訟 法 第 二 編 乃 至 第 五 編	二	外 国 法 (英)	四
			刑 事 訴 訟 法	三		
			民 事 演 習	二		
			刑 事 演 習	二		
			外 国 法 (英)	四		
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出 ツルコトヲ要ス						
選 択 科 目						
法 制 史	二		二 国 際 公 法	二	二 法 律 哲 学 (法 律 学 史 ヲ 含 ム)	二

社会学	二	刑事政策	二	国際私法(共通法ヲ含ム)	二
		法制史	二	破産法(和議法ヲ含ム)	二
		財政学	二		二
選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ二科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス 随意科目(選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学部又ハ商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)					
外国語	二	外国語	二	外国語	二
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	社会政策	二
		経済政策	二		

第二 経済学部

必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目	科目
民法	六憲法	二商法	四
経済原論	四民法	五経済学史	二
経済史	四商法	二保険学	二
経済地理	二経済学史	二交通政策	二
貨幣論	二銀行論	二社会政策	二
統計学	二農業政策	二財政学	四
植民政策	二商業政策	二政治学	二
第一外国語	二政治社会史	四経済演習	二
	工業政策	二第一外国語	二

簿記学	二	行政法	四	国際私法(共通法ヲ含ム)	二
経営学総論	二	国際公法	二	会計学原論	二
哲学	二	信託論	二	国際経済及ヒ金融論	二
社会学	二	応用簿記	二	証券取引所ヒ	二
刑法	三	経済事情	二	農村問題及ヒ産業組合論	二
市場論	二	景気変動論	一	第二外国語	二
第二外国語	二	第二外国語	二		
選択科目ハ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス 随意科目(選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)					
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	親族法	二
		相続法	二		

第三 商学部

必修科目	第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目	科目
民法	六憲法	二商法	四
簿記学	二民法	五保険学	二
貨幣論	二商法	二財政学	二
商品学	二会計学原論	二商業演習	二

経済地理	二	外国為替	一	交通政策	二
商業史	二	保険学	二	商業実務	三
経済原論	四	銀行会計	二	商業事情	四
統計学	二	銀行論	二	商業英語	二
商業政策	二	経済事情	二		
経営学総論	二	商業演習	二		
商業英語	二	景気変動論	一		
		商業実務	二		
		商業英語	二		
選択科目					
刑法	三	行政法	四	国際私法(共通法)	二
市場論	二	国際公法	二	破産法(和議法ヲ含ム)	二
(外、仏、国ノ一語)	二	経営学各論	二	信託論	二
		工業政策	二	証券取引及所論	二
		応用簿記	二	国際金融論	二
		(外、仏、国ノ一語)	二	原価監査算	二
				社会政策	二
				(外、仏、国ノ一語)	二

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年ハ一科目、第二学年ハ二科目、第三学年ハ三科目ヲ選択シテ届出シルコトヲ要ス

随意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ経済学部ノ科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)

倫理学(東洋) 二 倫理学(西洋) 二 親族法 二

社会学 二 相統法 二

第十条 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年度省令

第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年度

文部省令第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条二十二条第二

項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満スル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス
其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ
得第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シ
タル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其
ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ
付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ
通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第二十九條 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十條 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタ
ル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一條 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ
納ムヘシ

第三十二條 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム
ヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許ス
コトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三條 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前
及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四條 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五條 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六條 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ
許スコトアルヘシ

第三十七條 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ
特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ
入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格ス
ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘ
シ

第三十八條 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九條 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ
シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコト
ヲ得

第四十條 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記
載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一條 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付
卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二條 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ
一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三條 学長ハ学生ノ中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特

選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

修 身 一	第一学年	科 目	毎週授業時間数
	第二学年	科 目	毎週授業時間数
修 身 一	第三学年	科 目	毎週授業時間数

国語、漢文	六	国語、漢文	五	国語、漢文	五
第一外国語(英、独、若)	一〇	第一外国語(英、独、若)	一〇	第一外国語(英、独、若)	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	第二外国語(英、独)	(二)	第二外国語(英、独)	(二)
歴史	(抹消) (四) (加筆、朱書) (五)	歴史	(抹消) (四) (加筆、朱書) (五)	歴史	(二)
地理	二	心理、論理	二	哲学概説	二
数学	二	数学	(抹消) (二) (加筆、朱書) (二)	心理、論理	二
自然科学	二	自然科学	二	法制、経済	四
体操	二	体操	二	体操	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

国語、漢文	五	国語、漢文	五
第一外国語(英、独、若)	一〇	第一外国語(英、独、若)	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	第二外国語(英、独)	(二)
歴史	(抹消) (四) (加筆、朱書) (五)	歴史	(二)
心理、論理	二	哲学概説	二

数	学	(抹消) (二) (加筆) (一)	心理、論理	二
自然科学	学	二	法制、經濟	四
体	操	二	体	操
				二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四学年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ檢定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

- 一 中学校卒業者
- 二 専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

此の場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五円)

第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ

靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ

挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故

アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ

遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具

シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス第一項ノ規定ニ依リテ退学

ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、

其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業

スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ

ル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試

験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於

テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ

科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法文学部第三学年

ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現

ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規定ニ

依ル

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正

科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其

ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一法学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週
必修科目						
修身	一	修	一	修	一	修
法学通論	二	憲	二	行政法各論	二	行政法各論
民法総論	三	行政法総論	二	民法各論	二	民法各論
物権法第一部	二	物権法第二部	二	手形法	二	手形法
債権総論	三	債権各論	三	海商法	二	海商法
親族法	二	相続法	二	民法各論	二	民法各論
刑法総論(刑事政策ヲ含ム)	三	刑法各論	二	民法各論	二	民法各論
経済学	二	商行為法	二	民法各論	二	民法各論
論理、心理	二	民事訴訟法第一編	二	刑事演習	二	刑事演習
(加筆・朱書) 哲学概論	二	民事訴訟法第二編 乃至第五編	二	(抹消) 哲学概論	二	(抹消) 哲学概論
外国語	二	刑事訴訟法	三	外国語	六	外国語
体操	二	刑事演習	二	外国語	六	外国語
		民事演習	二	外国語	六	外国語
		刑事演習	二	外国語	六	外国語
		外国語	四	外国語	六	外国語
		体操	二	外国語	六	外国語
夜間部ニハ体操ヲ実施セス						
選択科目						
法制史	二	国際公法	二	法律哲学(法律学史ヲ含ム)	二	法律哲学(法律学史ヲ含ム)

商業通論	二	景気変動論	一	証券及ヒ証券取引所論	二
商業算術	二	経営学総論	二	商業実務	二
商業英語	二	商業政策	二	珠算	二
論理、心理	二	市場論	二	商業英語	二
英語	四	商業英語	二	哲学概論	二
随意科目		英語	四	英語	四
独語又ハ仏語	二	独語又ハ仏語	二		二
教育	二	教授法	二		二

第二学年ニ於ケル「教育学」及ヒ第三学年ニ於ケル「教授法」ハ
実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル

学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト

同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス
保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届

出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間出席シ又

ハ正当ノ事由ナク一個月以上出席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認

メタルトキハ^(特)再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以

上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ソル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ^(規)現定ニ依リテ再入学シタル者ニ付

テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四 月(金三十円)

第二期 九 月(金三十円)

第三期 一 月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給

費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中学術優等品行方正ニシテ学費支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ

差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ

研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚
ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科
目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟
訟法 国際法 政治学 経済学 财政学 商業
学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアル
ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院
又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者
ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学
歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之
ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金五十五円トシ左ノ三期
ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月(金二十円)

第二期 九月(金二十円)

第三期 一月(金十五円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業
料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学
ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト
ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ
更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金二
十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ
授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業
学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著
ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

〔(加筆・朱書)
一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル〕

〔裏表紙〕

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十二年三月 中 央 大 学

(注記15)	東專二六八号	(注記16)	5月15日	(注記17)
	定決裁		文書課長	(宮下)
			送発	5月17日
			起案者	(高橋)

昭和十二年四月二十六日起案

- 事務官 (清水)
- 学務課長 (有光)
- 専門学務局長 (伊東)
- 次官 (河原)
- 横山 督学官 (横山)
- 宇野 督学官 (宇野)
- 学務課長 (阿原)
- 次官 (注記18)
- 次官 (本山)
- 次官 (小島)
- 次官 (田中)

私立大学並同専門部学則中変更認可ノ件

指令案 (案ノ一)

中央大学

昭和十二年四月十九日附申請学則中変更ノ件認可ス

年月日 文部大臣

指令案 (案ノ二)

中央大学専門部設立者

中央大学

(注記19)

昭和十二年四月十九日附申請学則中変更ノ件認可ス

年五月十七日 文部大臣

備考

本件ハ主トシテ学科課程中ノ一部内容ヲ変更セントスルモノニシテ概要左ノ如シ

(一) 学部

- (1) 経済学部学科課程ニ新ニ外国為替及関税、統制経済論及外交史ヲ加ヘ、現在ノ学科課程中ヨリ景気變更論ヲ削除ス
- 其ノ他学科目ノ名称ヲ変更セルモノ、学科目ノ名称ヲ変更スルト同時ニソノ内容ヲモ変更セルモノ、又ハ教授時数ヲ増減セルモノ等若干アリ、

(2) 商学部学科課程ニ新ニ商業数学、取引所論倉庫経営論、植

- 民政策、広告論、貿易実務、企業金融論、経営事務管理、計算実務、工業所有権法経済(時)事問題研究及損害保険ヲ加ヘ、現在ノ学科課程中ヨリ商業実務、経営学各論、國際私法及破産(産)法ヲ削除ス
- (抹消)(加筆)

其ノ他学科目ノ名称ヲ変更セルモノ学科目ノ名称ヲ変更スルト同時ニソノ内容ヲモ変更セルモノ、又ハ教授時数ヲ増減セルモノ等若干アリ、

其他高等教員志望者ノ履修科目ヲ明示ス

(二) 大学予科

- (1) 歴史ノ教授時数ヲ増シ、数学ノ教授時数ヲ減ズ

(三) 専門部

- (1) 法科学科課程中(第)三(学)年ニ課セルモノヲ第一学年ニ繰リ上ケタルモノアリ(哲学概論) 随意科目中ノ外国語ニ英語ト支那語ヲ加フ、

- (2) 経済学科学科課程中必修科目ヲ随意科目トセルモノ(親族

法相統法社会学、)新ニ学科目ヲ加ヘタルモノ(必修科目ニ
行政法各論ヲ、随意科目ニ刑法各論ヲ)等アリ、
随意科目中ノ外国語ニ英語、支那語ヲ加フ

(3)商学科学科課程中必修科目ニ憲法ヲ、随意科目ニ数学(商
業数学)ヲ加フ

右ハ昭和十二年度入学者ヨリ適用セントス

(注記1)

「昭和十二年四月十九日/丑学第四一六六号東京府經由」

(注記2)

「60」

(注記3)

「六字削除/二十字挿入」

(注記4)

「東京府/昭和12・4・19/丑学4166/收受」

(注記5)

「文部省/東專268号/昭和12・4・26」

(注記6)

「九」(簿冊内件名番号)

(注記7)

「三十九字挿入」

(注記8)

「四字削除/一字削除」

(注記9)

「三行追加」

(注記10)

「印」

(注記11)

「印」

(注記12)

「印」

(注記13)

「二十字挿入」

(注記14)

「二行追加」

(注記15)

「完決」

(注記16)

「台帳記入済」

(注記17)

「60」

(注記18)

「記録掛/12・5・20/受領」

(注記19)

「発送/5月18日」

(下札)

(中山)

④種別 わ一ノ四(5)/聯繫 わ一ノ六(3)/登録追加 /件名 東
京府經由、中央大学学部並専門部学則中變更認可/番号 東專二六
八/結了年月日 昭一二、五、一七/保存年限 ムキ/枚数 18、冊
1

『自大13年5月至昭22年3
月 中央大学 第5冊』
文部省④ 3A.9-2.109